

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、耕作の放棄等により荒廃した農地の再生及び利用促進並びに地域農業の振興を目的として交付する犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「荒廃農地」とは、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）2に規定する荒廃農地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内の農地を耕作する農業者、農業者が組織する団体及び農業法人並びに市長が適当と認める者とする。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 規則第4条の申請をしようとする日の属する年度において補助金の交付を受けた者

(2) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を滞納している者

(3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 自らが耕作するため、市街化調整区域内にある荒廃農地を、耕起、除礫、土壌改良等により耕作可能な状況に再生する活動（以

下「再生活動」という。) であること。

(2) 再生活動を実施する農地(以下「事業地」という。)について、再生活動を実施した年度から起算して3年間耕作を継続する見込みであること。

(3) 事業地が再生活動を実施する者又はその直系親族の所有でない場合にあつては、所有権の移転又は3年以上の期間にわたる利用権等の権利の設定の見込みがあり、かつ、再生活動の実施について所有者の同意が得られていること。

(4) 事業地が再生活動を実施する者又はその直系親族の所有である場合にあつては、事業地が荒廃農地となった原因にやむを得ない理由があること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助金単価に事業地の面積を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1申請当たりの事業地の面積は、30アールを限度とする。

事業区分	補助金単価(10アール当たり)
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第7第2号の1及び2に掲げる機械を使用する再生活動	60,000円
上記以外の再生活動	50,000円

2 前項の規定により算出された額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金に係る規則第4条の申請は、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業地の位置図及び写真

(2) 第4条第3号の要件に該当する場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて農業委員会に助言を求めた上で、速やかに補助金の交付の可否を決定し、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業地に変更があった場合は、位置図及び写真

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業地の再生活動実施後の写真

(2) 事業地について、3年以上の期間で権利設定を行ったことが確認できる書類

- (3) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受理したときは、速やかにその内容の審査、現地調査等を行った上で、補助金の額を確定し、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金額確定通知書（様式第6）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金に係る規則第12条第3項の請求は、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付請求書（様式第7）によるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金返還命令書（様式第8）により補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この訓令の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。ただし、市長が災害等やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助事業の執行に関し、不正の行為があったとき。

(耕作状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の翌年度から起算して3年間、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金耕作状況報告書（様式第9）により耕作状況を市長に報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年5月1日要綱第92号）

この訓令は、令和2年5月1日から施行し、改正後の犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日要綱第77号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和4年3月31日要綱第53号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条中犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日要綱第55号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和6年10月15日要綱第106号）

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

附 則（令和8年3月19日要綱第24号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

犬山市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

補助金交付の審査のため、市税等の納付状況を犬山市長が調査することに同意します。また、私は、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34条）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。

なお、この申請情報が犬山市農業委員会と共有利用されることを承諾します。

記

1 交付申請額

(1) 事業区分 (重機使用の有・無に○を付ける)	重機使用 (有・無)
(2) 補助事業地面積（上限30アール。小数点以下第3位切り捨て）	アール
(3) 交付申請額 補助事業地面積×（ ）万円÷10アール（100円未満切り捨て）	円

2 事業計画

事業地	所在地番	登記地目	面積	所有者	再生活動取組内容
実施期間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業地の位置図及び写真
- (2) 第4条第3号の要件に該当する場合は、当該要件を満たすことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

※市記入欄（申請者は記入しないでください）

【市税等の納付状況】 滞納なし 滞納あり

様式第2（第7条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

犬山市長 ㊟

年 月 日付けで申請があったこのことについて、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 審査結果

交付 ・ 不交付

2 交付の場合

(1) 交付決定額 金 円

(2) 補助金交付の条件

3 不交付の場合その理由

様式第3（第8条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

犬山市長

申請者 住 所
氏 名

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 計画変更理由

3 添付書類

- (1) 事業地に変更があった場合は、位置図及び写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4（第8条関係）
犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

犬山市長

印

年 月 日付けで申請があったこのことについて、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 審査結果

承認 ・ 不承認

2 承認の場合

(1) 交付決定額 金 円

(2) 補助金交付の条件

3 不承認の場合その理由

様式第5（第9条関係）
犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

犬山市長

報告者 住 所
氏 名

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実績等

所在地番	再生活動取組内容

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業地の再生活動実施後の写真
- (2) 事業地について、3年以上の期間で権利設定を行ったことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6（第10条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

犬山市長

印

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金交付確定額 金 円

様式第7（第11条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長

請求者 住 所
氏 名

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 金 庫 農業協同組合 ()					本店・支店 ()				
	金融機関 コード					支店 コード				
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()									
口座番号										
口座名義人	(フリガナ)									

様式第8（第12条関係）
犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

犬山市長

印

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり命令します。

記

1 返還命令額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還理由

様式第9（第13条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金耕作状況報告書

年 月 日

犬山市長

報告者 住 所
氏 名

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業地の耕作状況

所在地番	作付作物	備考
	有（作物名）・無	

2 補助事業年度 年度

3 添付書類

(1) 作付状況が確認できる事業地の写真